

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後 における工事及び業務の対応について

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受け、施行中の工事等における感染拡大防止措置や一時中止措置等の対応について、地方公共団体および建設業者団体等宛てに、工事及び業務の対応について事務連絡を送付しています。

○ [国土交通省からの通知文](#)

別添 1 : [各都道府県入札契約担当部局長宛 事務連絡](#)

別添 2 : [建設業者団体の長宛 事務連絡](#)

別添 3 : [各地方整備局長宛 事務連絡](#)

[建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（R2.5.14）](#)

[建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例等](#)

（参考）

[新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（5月14日）](#)

[新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（4月24日）](#)